❷ 第一表の 収入金額等 と 所得金額 の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書Ｂ用」の5ページから11ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例１】の記載例の書き方(６ページ)を参照して書いてください。

① **提出先、提出日、申告年分**(□□に「28」と書きます。)、**空白部分**(「確定」と書きます。)

② **住所**(事業所などを含みます。)、**マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号**(市外局番から書いてください。)

③ **申告の種類**(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

収入金額等　所得金額

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「**公的年金等の源泉徴収票**」から、その「支払金額」欄の金額を 収入金額等 の「**㋖雑(公的年金等)**」欄に転記してください。

また、所得金額 の「**⑦雑**」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、62ページの「**2　公的年金等の雑所得の金額の計算表**」で求めることができます。

申告書作成後、押印します。

平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。

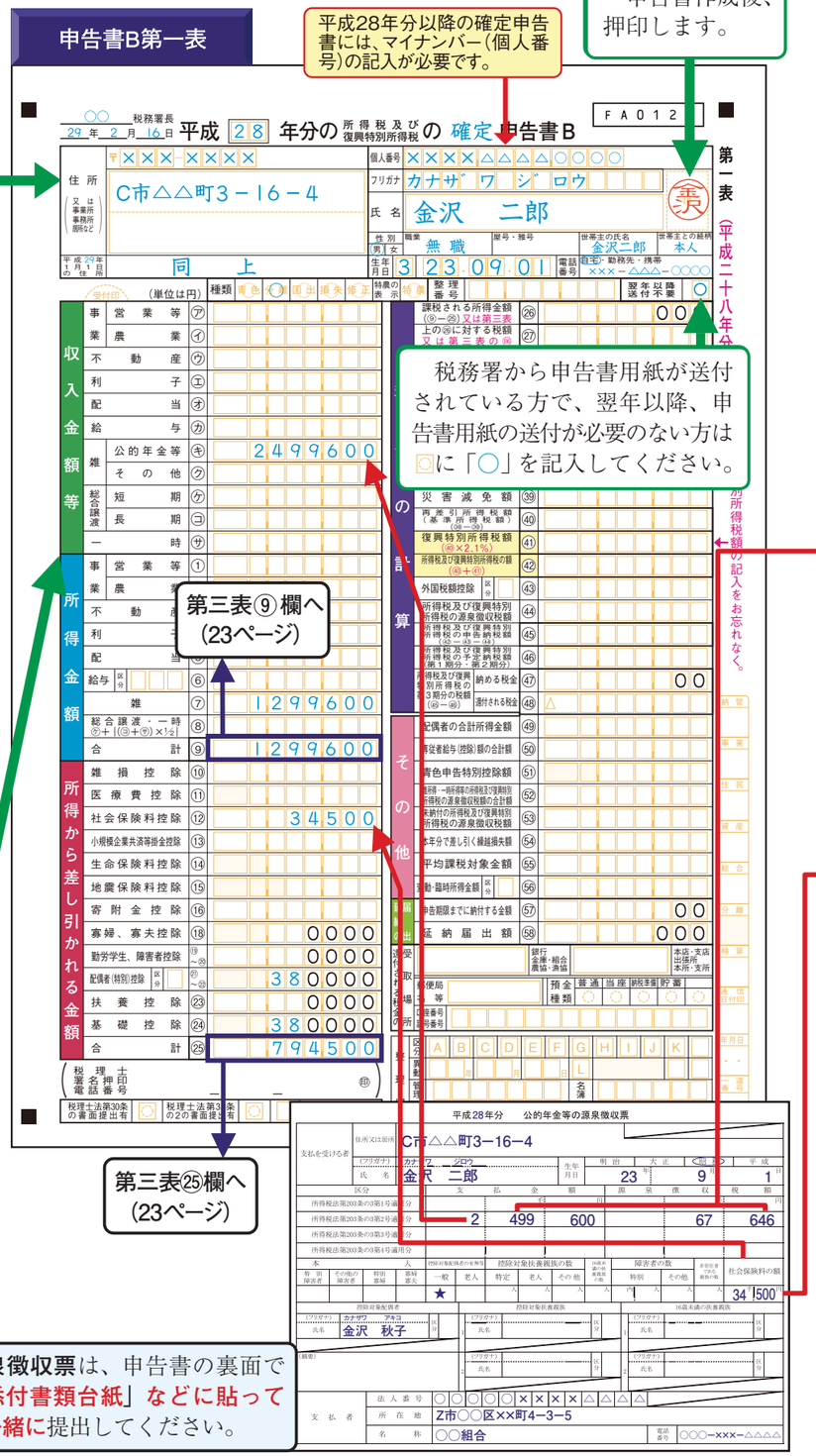

※　この**源泉徴収票**は、申告書の裏面ではなく「**添付書類台紙**」**などに貼って申告書と一緒に**提出してください。

❸ 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書Ｂ用」の４ページも併せてご覧ください。

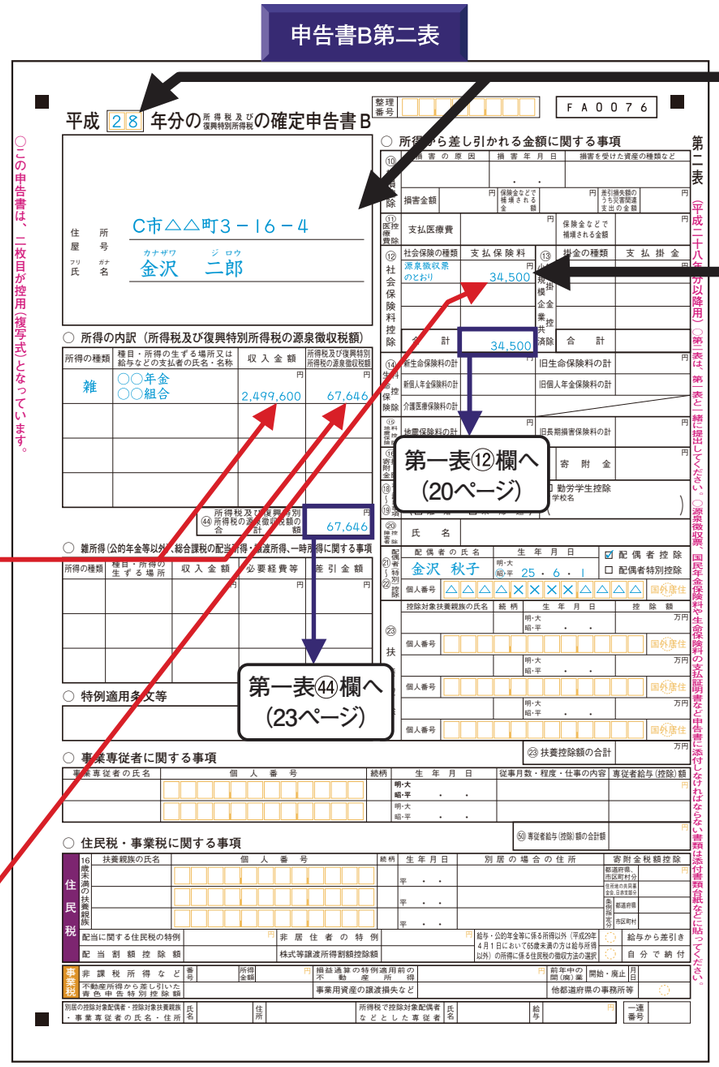

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

○　**所得から差し引かれる金額に関する事項**

あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑫ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金（これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、**第二表**の「⑫社会保険料控除」の社会保険の種類の欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

☞　**合計所得金額とは・・・**

第一表の 所得金額 「**⑨合計**」**欄の金額**に、申告分離課税の所得金額（申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（９ページ参照)。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

❹ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

○ 所得から差し引かれる金額は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き　確定申告書Ｂ用」の12ページから20ページで計算できます。

❺ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。
住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

この事例では、本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が**赤字**ですので、「**確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）**」1面 の⑤欄の金額は△を付けて「**申告書第三表**」⑮欄に転記してください。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書（分離課税用）　FA0036

住所 C市△△町3－16－4
氏名 カナザワ 金沢　ジロウ 二郎

収入金額	分離課税	一般株式等の譲渡 ㋐	700,000
		上場株式等の譲渡 ㋑	570,000
税金の計算	税額	⑳ 対応分 ㉘	
		㉑ 対応分 ㉙	
		㉒ 対応分 ㉚	
		㉓ 対応分 ㉛	
		㉔ 対応分 ㉜	
		㉕ 対応分 ㉝	
		㉖ 対応分 ㉞	
		㉗ 対応分 ㉟	
		㉘から㉟までの合計（申告書B第一表の㉑に転記）	
その他	株式等	本年分の㊹、㊺から差し引く繰越損失額	
		翌年以降に繰り越される損失の金額	1,557,000
	配当等	本年分の㊻から差し引く繰越損失額	
	先物取引	本年分の㊼から差し引く繰越損失額	
		翌年以降に繰り越される損失の金額	
金	一般株式等の譲渡		200,000
	上場株式等の譲渡		△1,557,000
	上場株式等の配当等		
	先物取引		

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

確定申告書付表（1面下部）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	△を付けて、申告書第三表㉑へ 円 1,557,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表㉑へ

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（1面）

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	700,000円	5,700,000円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋐へ 700,000	申告書第三表㋑へ 5,700,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	500,000	7,200,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		57,000
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表㊹へ 200,000	黒字の場合は申告書第三表㊺へ △1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫		申告書第三表㊼へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）		⑬	申告書第三表㊸へ 200,000	申告書第三表㊸へ

（注）租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄には、…

特例適用条文　措法　条の

確定申告書付表（2面上部）

本年の3年前分（平成　年分）	Ⓐ前年分の付表の㉑欄の金額 円	Ⓑ上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く（部分） 円	譲渡損失の金額
		Ⓒ分離課税配当所得等金額から差し引く（部分）	（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分（平成　年分）	Ⓓ前年分の付表の㉑欄の金額	Ⓔ上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く（部分）	⑦（Ⓑ－Ⓔ－Ⓐ） 円
		Ⓕ分離課税配当所得等金額から差し引く（部分）	
本年の前年分（平成　年分）	Ⓖ前年分の付表の㉑欄の金額	Ⓗ上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く（部分）	⑧（Ⓒ－Ⓕ－Ⓗ）
		Ⓘ分離課税配当所得等金額から差し引く（部分）	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑦＋⑧＋⑨）	⑨	計算明細書の「上場株式等」の㉑へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓒ＋Ⓕ＋Ⓘ）	⑩	申告書第三表㊻へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）	⑪	申告書第三表㊻へ（※2） 円 1,557,000	

《参考》
純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「**申告書第三表（分離課税用）**」に代えて「**申告書第四表（損失申告用）**」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

❻ 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

税金の計算	総合課税の合計額（申告書B第一表の㉑）	⑨	1,299,600
	所得から差し引かれる金額（申告書B第一表の㉓）	㉕	794,500
	課税される所得金額 ⑨ 対応分	⑳	505,000
	㊾㊿ 対応分	㉑	000
	(51)(52)(53) 対応分	㉒	000
	(54)(55) 対応分	㉓	200,000
	(56) 対応分	㉔	000
	(57) 対応分	㉕	000
	(58) 対応分	㉖	000
	(59) 対応分	㉗	000

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

税金の計算	税額 ⑳ 対応分	㉘	25250
	㉑ 対応分	㉙	
	㉒ 対応分	㉚	
	㉓ 対応分	㉛	30000
	㉔ 対応分	㉜	
	㉕ 対応分	㉝	
	㉖ 対応分	㉞	
	㉗ 対応分	㉟	
	㉘から㉟までの合計	㊱	55250

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 － ㉕欄の金額 ＝ A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑳欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。
次に㊾欄から㊾欄までの金額を、対応する㉑欄から㉗欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については原則として、㊾欄から㊾欄までの金額から順次差し引いてください。
次に差し引いた残りの金額を、対応する㉑欄から㉗欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（**赤字**の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、㉕欄の金額（794,500円）が⑨欄の金額（1,299,600円）から引ききれていますので、その残額である505,000円〔1,000円未満切捨て〕を⑳欄に書き、㊾欄の金額は、㉑欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

62ページの「**3　総合課税の所得金額に対する税額の計算表**」により計算できます（10ページ参照）。

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の税率は、いずれも**15%**（他に住民税５％）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

	課税される所得金額（㉑欄）		所得税の税率		分離課税の所得金額に対する税額	
【一般株式等】	200,000円	×	0.15	＝	30,000円	……（㉛欄に書きます。）

❼ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

転記します。

○ 作成に当たっては、「**平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書Ｂ用**」の21ページから25ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表（右部）

税金の計算	課税される所得金額（㉑－㉑）又は第三表	㉖	000
	上の㉖に対する税額 又は第三表の㉛	㉗	55250
	配当控除	㉘	
	区分	㉙	
	区分	㉚	
	政党等寄附金等特別控除	㉛～㉛	
	住宅耐震改修特別控除 住宅取得等特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	㉜～㉜	
	差引所得税額（㉗－㉘－㉙－㉚－㉛－㉜－㉝－㉞－㉟）	㊱	55250
	災害減免額	㊲	
	再差引所得税額（基準所得税額）（㊱－㊲）	㊳	55250
	復興特別所得税額（㊳×2.1%）	㊴	1160
	所得税及び復興特別所得税の額（㊳＋㊴）	㊵	56410
	外国税額控除 区分	㊶	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊷	67646
	所得税及び復興特別所得税の申告納税額（㊵－㊶－㊷）	㊸	△11236
	所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第1期分・第2期分）	㊹	
	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額（㊸－㊹） 納める税金	㊺	00
	還付される税金	㊻	△11236
その他	配偶者の合計所得金額	㊾	
	専従者給与（控除）額の合計額	㊿	
	青色申告特別控除額	(51)	
	雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	(52)	67646

㊾ 配偶者の合計所得金額
配偶者特別控除の適用を受ける場合に、配偶者の合計所得金額を書いてください。

(52) 雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額
「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」（㊹の金額）に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を(52)欄に書いてください。

☞ **添付書類**
この事例の場合に、「**確定申告書**」に添付する書類については、15ページの「☞ **添付書類**」の**2**を参照してください。